

報道資料

2004年10月5日  
 (東証第一部 9650)  
 テクモ株式会社  
  
 東京都千代田区九段北4-1-34  
<http://www.tecmo.co.jp>

**『デッド オア アライブ 2』著作権侵害事件  
 ~最高裁判所の決定により、テクモ完全勝訴確定~**

テクモ株式会社(東京都千代田区:代表取締役社長 中村 純司、以下、テクモ)は、テクモのゲームソフト『デッド オア アライブ 2』( 1)を改変するソフトウェアを販売した株式会社ウエストサイド(兵庫県尼崎市:代表取締役 湯川貴弘、以下、ウエストサイド社)による著作権侵害事件において、テクモの完全勝訴が確定したことをお知らせいたします。

ウエストサイド社は、テクモの全面勝訴となった東京高等裁判所の判決( 2)を不服とし最高裁判所へ上告しておりましたが、平成16年9月30日、**最高裁判所はウエストサイド社の上告提訴を棄却、上告受理申立を不受理としました。**

- 1 平成12年3月発売 プレイステーション2向けゲームソフト
- 2 平成16年3月31日 東京高等裁判所第821号法廷 事件番号 平成14年(ネ)第4763号

**【テクモのコメント】**

テクモは、著作者の意に反した著作物の改変行為の違法性に警鐘を鳴らす為、本件訴訟を進めてまいりました。

**今回の最高裁判所の判断により、テクモの主張の正当性を全面的に認めた東京高等裁判所の判決が確定し、ウエストサイド社の行為の違法性が明らかとなりました。**この最高裁判所の判断は5人の裁判官全員一致によるものであり、ウエストサイド社による著作物改変ツール提供行為が違法であることを示すだけでなく、本件訴訟におけるウエストサイド社の主張が、法的論拠をまったく欠いたものであることを証明するものです。

ウエストサイド社はユーザーが行った「私的改変」は同一性保持権侵害にはあたらず、同社が製作販売する改変ツールの提供行為もまた違法性はない等と主張しておりましたが、これらの主張は全て退けられました。つまり、**ウエストサイド社が製作販売した改変ツールは著作者人格権侵害を惹起するもので違法であるという判断です。**この東京高等裁判所の判決は、ときめきメモリアル事件の最高裁判所の判決( 3)に沿ったものであり、違法の発生源が私的改変行為ではなくその改変行為を惹起する改変ツールにあることを的確に判断した判決であるといえます。

また、ウエストサイド社は「ゲーム中の戦闘画面において裸体映像を表示する機能はあらかじめ組み込まれていた」、「テクモはこのような“裏技”を忍ばせることに関しては実績がある」等、事実無根の主張をしておりましたが、これらの主張もすべて退けられました。

**テクモは本件訴訟に限らずテクモが保有する知的財産権に対する無断侵害行為に対し、今後とも断固として対処していく所存です。**

- 3 平成13年2月13日 最高裁判所第三小法廷判決・民集55巻1号87頁

ゲームソフトのストーリーを改変するメモリーカードを販売した業者は、ゲームソフトの同一性保持権の侵害を惹起したのものとして、被侵害者に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負うと解するのが相当である、とした判決。

**【東京高等裁判所の判決内容要旨】**

(本件同一性保持権の侵害について)

ユーザーが、通常にプレイした場合、ゲーム中において裸体映像で遊ぶことはできないのに対し、本件改変ツールを利用してメモリーカード内のデータを改変すると裸体映像で遊ぶことができるようになる。これは本件ゲームソフトのゲーム画面の映像ないしゲーム展開が、本来予定された範囲をこえたものである。したがって改変されたメモリーカードの使用は、本件ゲームソフトを改変し本件同一性保持権を侵害するものというべきである。また本件改変ツールはメモリーカード内のデータの改変のみを目的とするものであるから、専ら本件ゲームソフトの改変のみを目的とするものと認めることができ、これを収録した本件 CD-ROM を販売し、他人の使用を意図して流通においたウエストサイド社は、他人の使用による本件同一性保持権の侵害を惹起したものとして、テクモに対し不法行為に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。

(本件ゲームソフトの改変について)

「ゲーム中の戦闘画面において裸体映像を表示する機能はあらかじめ組み込まれていた」、「テクモはこのような“裏技”を忍ばせることに関しては実績がある」等のウエストサイド社の主張は、テクモの論証により採用することができない。

[なお、最高裁判所のホームページより、東京高等裁判所の判決文をご参照いただけます。](#)

**【経緯】**

平成 13 年 11 月 7 日 テクモ提訴

テクモは、『デッド オア アライブ 2』の改変（キャラクターのコスチュームデータを改変し、裸体のキャラクターによるゲームプレイを可能とする）ソフトウェア（改変ツール）を販売したウエストサイド社を相手取り、著作権侵害行為に対する損害賠償を求め東京地方裁判所に訴訟提起しました。

平成 14 年 8 月 30 日 テクモ勝訴

東京地方裁判所は、テクモの主張が認め、「ウエストサイド社は、本件ゲームソフトに対する同一性保持権を侵害した者として不法行為責任（民法 709 条）を負うべきである。」とし、損害賠償 200 万円が認定されました。

平成 16 年 3 月 31 日 テクモ勝訴（控訴棄却）

東京高等裁判所はウエストサイド社の控訴を棄却しました。

平成 16 年 4 月 27 日 ウエストサイド社 最高裁判所へ上告

ウエストサイド社は最高裁判所に上告状兼上告受理申立書を提起しました。

平成 16 年 9 月 30 日 テクモの完全勝訴確定

最高裁判所はウエストサイド社の上告提訴を棄却、上告受理申立を不受理としました。

記載されている会社名、製品名は、各社の登録商標または商標です。

\*\*\*\*\*

《本リリースに関する報道関係の方々からのお問い合わせ》

テクモ株式会社 管理統括部

総務部長 佐々木 憲太郎

課長 福田 貢

TEL. 03-3222-7645 FAX. 03-3222-7649

\*\*\*\*\*